

【第2回検討会議資料】観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の前提条件と検討対象について

	1 財源不足額	2 財源確保策	3 他税目の検討結果	4 町民会議の提言	(別枠) 行財政改革
これまでの取組経過と町の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 財源不足の背景は、町税の著しい減少であるが、行政サービス水準を維持する中で多くの経費を要しているのは、ごみ処理、消防、下水道、観光施策や観光施設など観光関係の支出である。 これを踏まえ算出した中長期財政見通しの歳入歳出差引額から、行財政改革アクションプランの収支改善効果額を引いて財源不足額を算出。 中期：5億500万円/年 (R1~R5) 長期：8億8,400万円/年 (R6~R9) 約3.9億円の増 	<p>H27：新財源確保策の検討 (法定税中心に検討) ↓ 固定資産税超過課税の導入</p> <p>H29, 30：次期財源確保策の検討 (法定税と法定外税の実施) 可能性を検討 ↓ 中期：固定資産税超過課税の継続 長期：固定資産税超過課税の継続 新たに宿泊税の導入に向けた検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> 観光まちづくり財源の検討にあたっては、既に入湯税収入が町税収入の1割以上となる約7億円あり、さらに、入湯税の充当対象と一部重複するごみ処理手数料やふるさと納税も考慮すると、仮に課税したとしても事業費のごく一部にしか充当できず、財源不足の解消効果はない。 このため、使途については、観光客受入関係経費(観光施策の充実)だけでなく、人件費を含めた既存の観光振興や消防力の維持に要する経費(観光施策の維持)も対象とする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 箱根町の存立基盤は、国内有数の観光地であることであり、現在だけでなく、将来的にもそうあり続ける必要がある。 観光地として繁栄することは、町民の就労機会の確保や観光関連の税収による行政サービスの充実につながると同時に、住民をはじめ箱根を基盤として生活する人々の活動により箱根の観光が支えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> 行財政改革アクションプランや公共施設再編・整備計画の着実な実施。 特に令和6年度以降の長期では多額の財源不足が見込まれている中で、既存事務事業の見直しや財源確保策だけでは、持続可能な財政運営を実現することは難しい。 このため、縮小傾向で推移する税収に見合うように歳出を抑制すると同時に、その歳出によって最大の効果を上げることができるような行財政運営方法を確立する必要がある。
	固定資産税超過課税の継続はやむを得ないだけでなく、財源不足の状況に応じてさらなる税率引き上げが必要となる可能性があるため、超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要がある。	長期的な財政見通しを踏まれば、町民・事業者だけではなく観光客に更なる負担を求めることも必要であると判断できることから、宿泊税を中心に具体的な検討を進める必要がある。	先進団体では観光施策の充実分のみを対象としているが、本町の特性や実情を踏まえると、観光施策の維持に要する費用も対象とした制度が必要である。	長期的にも町が発展するために「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような施策の展開とそれを支える財政構造や負担のあり方を考える必要がある。	超過課税の継続を決定したが、財源不足の拡大を見据えると、更なる負担を求めざるを得ない状況である。そのために町は、行財政改革に取り組み続け、町民等の理解や協力を得ていくことが不可欠である。
前提条件	A 長期的な財源不足への備え	B 観光客に負担を求める方策	C 維持あつての充実という考え方	D 観光と暮らしを両輪と捉える	更なる負担を求める前提としての取組
令和元年～令和3年度	<p>観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議</p> <p>4つの前提条件(A~D)をもとに 次の3項目を検討 ⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 歳出の対象分野と規模感 ② 観光まちづくり財源のあり方 ③ 具体的な制度内容 				<p>HOT21観光プラン実施計画</p> <p>第6次総合計画前期基本計画実施計画</p>
令和4年～5年度	<p>第6次総合計画後期基本計画・実施計画の策定</p> <p>反映</p> <p>第6次総合計画後期基本計画・実施計画の策定</p> <p>反映</p> <p>b 新たな財源確保策の案</p> <p>a 固定資産税超過課税の扱い</p> <p>行財政改革有識者会議</p> <p>行財政改革推進本部会議 (本部長：町長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和6年度以降の財源不足額の算出 (c, dを策定し算出) ② 令和6年度以降の財源確保策の検討・決定 (a, bをもとに検討・決定) <p>議会手続</p>				<p>第2期公共施設再編・整備計画の策定</p> <p>d 次期行財政改革アクションプランの策定 (収支改善効果額の算出)</p>
令和6年以降	<p>財源確保策の実施</p>				